

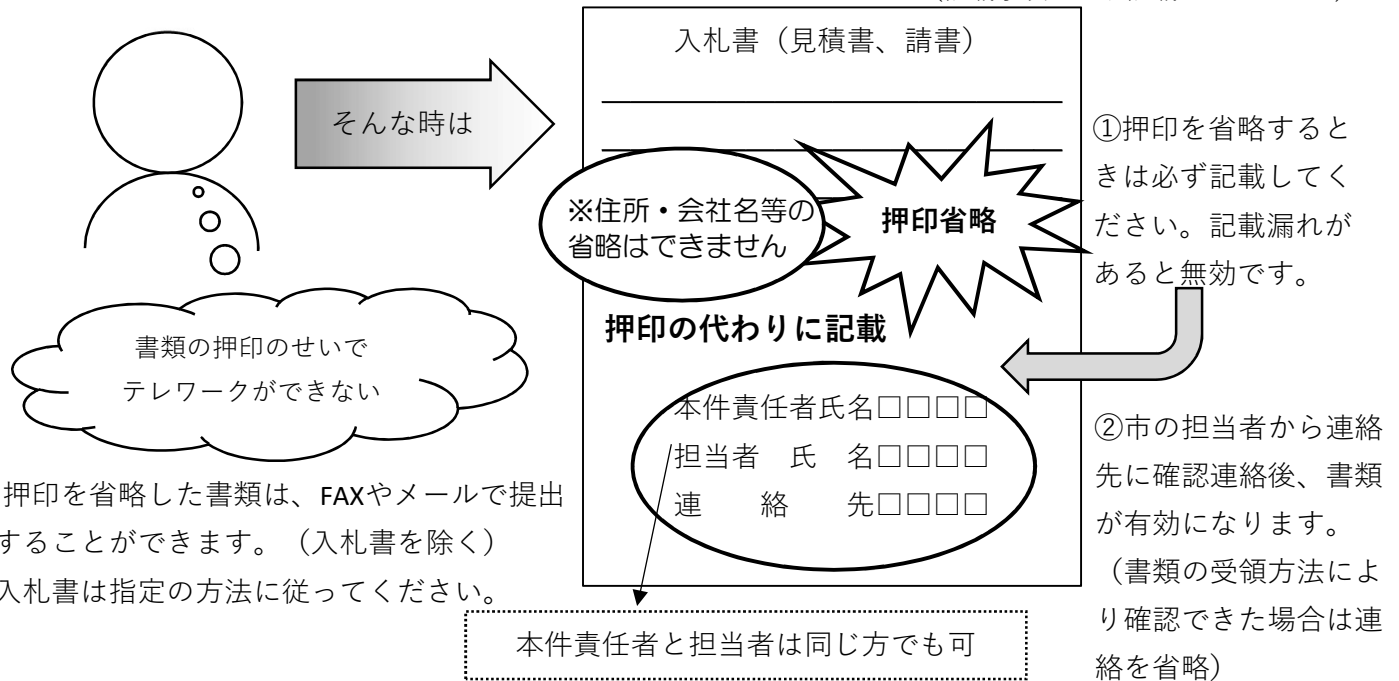
# 入札書、見積書、請書の押印が省略可能になります

対象：令和3年4月1日以降執行の入札書とその委任状、令和3年4月1日以降の日付で作成する見積書、請書  
※契約書の押印、印紙の消印は省略できませんのでご注意ください

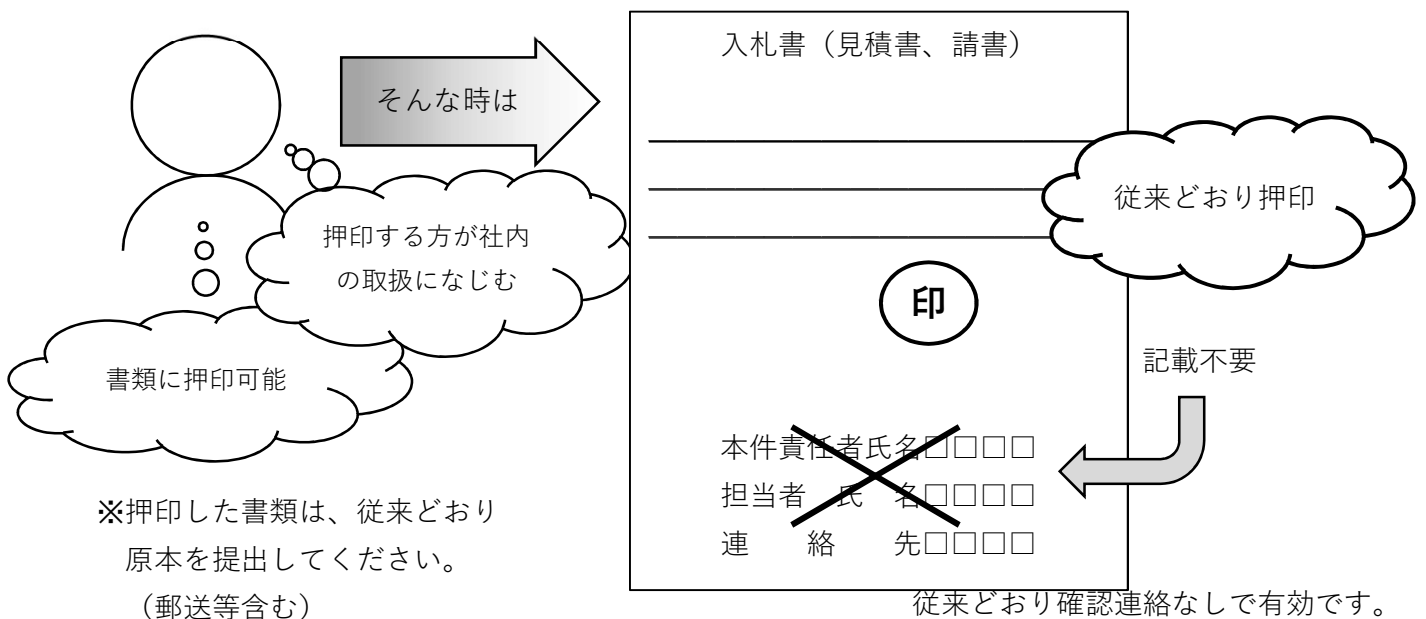
## ◎押印を省略し書類を作成する例 ※令和3年4月1日以降

※任意の様式も使用可能です。

(記載事項を必ず記載してください)



## ◎従来どおり押印し書類を作成する例



令和3年4月1日以降の日付で作成する請求書、口座振替依頼書等も押印の省略が可能になります。  
川口市ホームページの事業者向けメニューから一部の様式をダウンロードできます。※任意の様式も使用可能